

平成 29 年 3 月 29 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（後期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（後期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、地域づくり課、秘書広聴課、北会津支所及び河東支所）
- (2) 観光商工部（観光課、商工課及び企業立地課）
- (3) 農政部（農政課及び農林課）
- (4) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、各公民館及び学校給食センター）

3 監査対象期間

平成 27 年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業
- (2) 契約額が 500 万円以上の随意契約による委託事業
- (3) 平成27年度当初予算に補正で追加した事業
- (4) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業に関する工事
- (5) 各種団体の現金管理事務

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、各種団体における現金管理の状況について、抽出で現地調査を実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成28年12月12日から平成29年2月7日まで

(2) 現地調査

ア 実施場所 観光課、農政課及びスポーツ推進課

イ 実施日 平成29年1月26日

(3) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成29年2月8日及び9日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項があったが、それ以外の事務事業についてはおおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

なお、県緊急雇用創出事業におけるリース料の算定について、会計検査院の指摘を受けて国の実施要領が平成27年度途中で改正されたこともあり、当該実施要領に照らし不適切な経費が事後的に判明したが、国・県と協議の上、受託事業者から市に当該経費を返還し、市は同額を県に返還するという、事後対応がなされた。また、他の緊急雇用創出事業に係るリース料については、確認したものの該当する事例はなかったが、事務指導を行った人件費については県との協議を含め更に精査を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

- （仮称）河東学園中学校建設予定地造成工事に係る設計積算及び施工管理について（教育総務課・道路建設課）

当該工事に伴う変更設計図書作成において、第1号L型擁壁工の掘削・埋戻の土量計算は、「第1号L型擁壁工展開図」及び「第1号L型擁壁工土工図」により積算しているが、「第1号L型擁壁工土工図」において、図面上の施工範囲が当該年度の実際の工事範囲と異なって表示されていたことから、その結果、構造物の設置計画を正確に反映したとは言い難い土量計算となっていた。

今後の設計図書作成にあっては、本事案を単に工事担当者の問題に帰することなく、検算機能と審査機能についても的確に発揮されるよう改善を図られたい。

また、第1号・第2号・第3号L型擁壁工の $L = 162.2\text{m}$ については、基礎部が軟弱なため地盤改良工として高さ（厚さ）が $H = 1.70\text{m} \sim 0.40\text{m}$ の範囲でマットレス基礎工が変更設計（増工）され、それに基づき施工されたが、このマットレス基礎工の中詰碎石の高さ（厚さ）は 0.30m 以上であることから、監督員がこの中詰碎石1層あたり 0.30m 以内での複層転圧について、メーカーに確認を取り、受注者に指示したとのことであるが、その指示書又は協議書等の存在は無く、1層 0.30m 以内で写真管理されていたのは全体の3割弱（28.4%）となっていた。

当該造成工事の主要構造物である3箇所のL型擁壁工の地盤改良工（マットレス基礎工）については、事前に平板載荷試験により、地盤改良工が必要との結果に基づく重要な構造物であり、更に、高さ（厚さ）や幅はそれぞれ異なっている

ことから、同一構造体ごとの転圧状況の施工管理が望ましいものと判断するものであり、会津若松市工事請負契約約款第9条に基づく監督員の施工状況の検査又は確認が必要であったものと判断する。更に、このマットレス基礎工について、提出された変更施工計画書においては、「別紙「マットレス工法施工手順」による」とあるが、この施工手順書には中詰砕石の複層転圧については、一切の記載が無い。

このことから、マットレス基礎工に係る施工計画書の受理に当たっては、複層転圧の考え方や施工方法、施工状況写真のあり方について、指導・監督すべき事案であったと言える。

地盤改良工（マットレス基礎工）の重要性を認識し、今後の工事施工においては、設計図書及び施工計画書に基づいた施工管理の徹底について改善を図られたい。

(2) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○若松城天守閣等利用促進等業務委託について（観光課）

本業務委託については、平成26年4月の一般財団法人会津若松市観光公社と会津若松観光物産協会の統合を前にした、平成25年7月の「会津若松市観光関連施設指定管理者応募要項」の規定により、指定管理者に選定された者に、平成26年度から随意契約により委託されているものである。業務内容は、業務委託仕様書によると、「指定管理者応募要項」の「指定管理者が行う業務の範囲」に基づく「営業活動の推進」

及び「地域観光の推進」に関する業務であり、具体的には、①市民観光意識高揚事業、②観光情報提供事業及び③観光振興事業である。これらの業務は、平成25年度までは、指定管理業務に含まれていたものであるが、平成26年4月からの指定管理者の公募が、観光公社と観光物産協会の統合の調整が整う前の時期となったため、指定管理業務から分離させ、指定管理料を調整し、別途業務委託したものである。

しかしながら、これらの業務は、観光関連施設指定管理者の指定管理業務と密接不可分な業務であり、若松城天守閣条例等、各公の施設設置条例の「指定管理者が行う業務の範囲」であり、また、一般財団法人会津若松観光ビューローに統合されて3年を過ぎようとしている現在、統合前の調整事項は整理されていると思料される。

したがって、次回、平成30年度からの指定管理者の公募に当たっては、これらの業務について、より透明性を図るため随意契約による別途の業務委託によることなく、当初から指定管理業務の一環として組み込んだ公募をするなど、改善方策を検討されたい。

また、平成27年度の本委託業務の積算に、役員人件費が4分の1人分計上されていたことに対し、役員人件費は本来、根幹的業務である指定管理業務の中で計上される性格ではないか、との調査事項については、平成28年度からは改善が図られていた。

○一般財団法人会津若松観光ビューロー補助金（観光課）及び

会津ブランドものづくりフェア実行委員会負担金について（商工課）

これらの補助金及び負担金については、定期監査で提出された関係書類では、事業終了後の実績報告書については単に収支決算書の添付のみであり、第三者が収支等を検証し得る資料や補助金等を交付した目的どおりの事業の成果があったかどうかを示す報告書も添付されていなかった。

対面監査時には一定程度の書類の提示があり、説明がなされたところであるが、補助金・負担金に係る事務事業にあっては、本来、それらを相手方に支出して終わりではなく、事業終了後においても、当該補助金・負担金がどのように使われ、どのような成果が得られたかを検証するとともに、それらの第三者への説明責任も欠かすことのできないものであり、こうした観点に立って、書類の取りまとめも含め、業務に当たられたい。

○風評対策キャラバン隊活動事業業務委託（商工課）、データ入力オペレーター育成業務委託、コンタクトセンター・オペレーター育成業務委託及びコールセンター・リーダー育成業務委託について（企業立地課）

いずれの業務も、県緊急雇用創出事業である。定期監査で提出された契約関係書類は、契約関係起案等及び事業が終了し事業者から提出された実績報告書等の関係書類で構成され、それをもって検収され、委託料が支出されているものであるが、それぞれの委託仕様書で定める提出書類や成果品の多く

が欠落し、完結した公文書とは言い難い。対面監査において不足する関係書類が追加提出され、説明がされたが、一連の公文書として完結しておくべきものである。

また、これら緊急雇用創出事業による雇用創出状況、また、その後の雇用状況の把握など、事業の効果について、市民にとっても分かりやすいものとなるよう、事業総括のあり方について検討されたい。

なお、一部の事業では委託期間中の中途退職者の補充を行わなかった結果、当初の委託設計どおりの雇用人数にならず、当初積算されていない事業所内の研修費を物件費として計上し、減額の変更契約を行わなかった事業があった。時間的制約の中で、県との協議に基づくやむを得ない対応だったとはいえ、緊急雇用の人数の減少分を普通に発生する受託業者の内部経費で補ったかのようにも受けとめられかねないことから、説明責任が十分果たし得るような事務対応に努められたい。

○地域コミュニティポイントサービス実証事業業務委託について（商工課）

当該業務委託は、実証事業といえども 1,000 万円超のプロポーザル方式による契約であるが、企画提案時と事業終了時の経費内容を比較してみると、当該事業の主要ツールであるカードについて 1 万 2,500 枚から 1 万枚に、利用者のインセンティブとなるポイント付与が 1 枚あたり 200 円から 100 円に変更する一方、企画提案時には無かったポータルサイト作

成費等の費目が追加されている。

当該事業は、不特定多数の市民や事業所を対象とする先駆性に富んだ事業であるところから、柔軟な対応と事業計画の変更は、当然に必要な対応と思料するが、市発注の契約である以上、業務内容の変更に当たっては、協議経過や変更理由を明示しておくなど、透明性に留意した事務対応を図られたい。

また、当該事業については、当初、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の継続的活用の想定のもと、事業継続を前提に実証事業としてスタートしたものであるが、次年度からの地方創生加速化交付金への制度変更によって国の交付金の活用が困難となるとともに、事業内容においても、協力店 100 店舗の見込みに対し 14 店舗に留まり、また、カードの利用状況も想定 of 1 割未満と極めて低く、事業継続には至っていない現状にある。

こうした地域通貨は、十数年前から全国各地で試験導入されているものの、地域に浸透・定着した例は少ないといわれており、また、当該事業では不特定多数の市民と多数の店舗の理解と協力が不可欠であることを考慮すると、事業化の前段に、先行事例の研究や関係団体との意見交換等によって、市として、事業の基盤となるカードのあり方など、一定程度の事業スキームを練った上で、プロポーザルによる民間の知恵と工夫によって事業の熟度を高めていくことも有用であったと思料する。

したがって、プロポーザルの活用にあたっては、過度にそれに依存することなく、市の責任と役割に基づく一定程度の到達点の検討を踏まえ、その有効活用を図るよう努められたい。

○（仮称）ICTオフィス環境整備基本計画策定業務委託について（企業立地課）

当該基本計画策定の目的は、地域再生計画に基づき、地域の雇用創出と若年層の地元定着を目的とした「ICT関連企業集積のためのオフィス環境整備事業」に取り組むに当たり、誘致企業のリストアップ、施設の規模・機能を設定し、事業の採算性評価等を行い、ホルダー企業の公募、選定のための基礎資料としたものである。具体的な業務内容は、委託仕様書によると、①誘致計画作成、②ICTオフィス事業性評価、③ICTオフィス事業計画の作成、④運用設計、⑤実行スケジュール作成である。

当該委託業務の成果品については、仕様書に定められた項目要件を満たしているが、同時に、成果品の個々具体的な内容については、発注者の要求水準を満たしていることが必要である。これらの確認は、最終的には委託業務の成果品の検収によって行われるものであり、今回の業務委託においても、発注者において、要求水準を踏まえた仕様書との照合、評価、検討等により最終的な検収を行った上で、業務完了が確認されたところである。

一方で、本業務は市の最重要施策に位置付けられるもので

あり、本業務委託の成果については市民や議会の関心が高く、多くの注目を集めたところであり、ICTオフィス環境整備事業ホルダー企業予定者公募に当たっても重要な役割を果たしたところである。

その結果、委託業務の成果品については、発注者の要求水準を満たしたものの、市民や議会、更にはホルダー企業予定者といった、多様なそれぞれの立場や見方によって異なった要求水準で評価がなされ、その成果に対して様々な異論が出され、一時、関連議案が議会で否決されるといった経過があった。

こうしたことに鑑み、市民や議会の関心が高く、重要な施策に係る業務委託に当たっては、必要に応じて、関係者や専門家の意見を聴くなど、要求水準や仕様内容、仕様書について、多面的に検討されるよう努められたい。